

災害時の避難に支援が必要な方へ

「避難行動要支援者名簿の地域の関係者への情報提供」および
「個別避難計画の作成」は、事前に本人(要支援者)の同意が必要です。

1 名簿の提供や計画の作成の流れ

仙台市が、災害時に自ら避難することが難しい方を「避難行動要支援者名簿」に登録します

「名簿の提供」の同意確認

避難行動要支援者名簿情報を平常時から地域の関係者へ提供することの同意確認を行います。

☒ 同意する場合

☒ 同意しない場合

平常時は情報を提供しません。

平常時から地域の支援体制づくりに活用いただくため、地域の関係者へ名簿を提供します。

町内会

民生委員

社会福祉
協議会

地域包括支
援センター

「計画の作成」の同意確認

個別避難計画を作成することの同意確認を行います。

☒ 同意する場合

☒ 同意しない場合

作成しません。

避難を支援する方や支援の方法、避難経路など、避難支援に必要な情報をあらかじめ決めておきます。仙台市の職員が計画の作成を支援します。
※計画書のイメージを同封しています

2 同意の方法

以下、A・Bいずれかの方法でご回答ください。同意しない場合でも必ず回答してください。

A.スマートフォンやパソコンを用いて回答する場合

次のURLや二次元コードから回答フォームに接続し、インターネットから申請します。
この場合、同封の同意書、返信用封筒は使わないでください。

<https://logoform.jp/f/XTnbs>



B. 同封の同意書を用いて回答する場合

裏面の「同意書の記入例」を参考にしながら、同意書に必要事項をご記入のうえ、
返信用封筒に入れて仙台市へ返送してください。切手は不要です。

(裏面につづく)

3 同意に関するQ&A

- Q1 本人の同意なく名簿に載せることは、個人情報保護の視点で問題ではないか？
- A1 名簿は、災害対策基本法に基づき、本市が福祉関係事業などのために把握している個人情報を利用して作成しています。また、同法では、名簿情報の適正な管理を求めており、本市におきましても適正に管理しています。
- Q2 名簿に掲載された個人情報が、もれないか心配だ。
- A2 名簿を提供する町内会や民生委員などの関係者には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられます。本市でも、情報管理体制の確認など、個人情報の保護が十分に図られるよう、周知と働きかけを行います。
- Q3 社会福祉施設などに入所している場合や、長期入院している場合はどうなるの？
- A3 名簿への登録や、計画の作成は在宅の方を対象としていますので、6か月以上の入所や入院をしている場合は対象外となりますが、同意書の提出は必要になります。

4 同意書の記入例

施設の入所や同意の有無にかかわらず、同意書の提出をお願いします。

記入日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	本人氏名	仙台 太郎
住所	仙台市 青葉区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号		
電話番号	090-●●●●-××××	連絡のため記入していただくものです。電話番号またはメールアドレスのいずれかでかまいません。	
メールアドレス	example@example.com		

代理人が記入された場合は、こちらもご記入ください

代理人氏名 (本人との関係)	仙台 花子 (妻)	電話番号	090-●●●●-××××
-------------------	--------------	------	---------------

現況確認			
施設入所か長期入院をしていますか(現在から、むこう6か月以上)			
☐ はい	→ ☐ 施設入所中	☐ 長期入院中	→ご記入は終了です
☒ いいえ	→下記の質問へ		

上記内容を理解し、			
1. 避難行動要支援者名簿を平常時から避難支援等関係者に提供することに			
☒ 同意します	☐ 同意しません	←どちらかにチェックしてください	
2. 個別避難計画を作成することに			
☒ 同意します	☐ 同意しません	←どちらかにチェックしてください	

記入日(同意書を記入した日)、氏名、住所、連絡先を記入してください。

代理人が記入した場合には、代理人の氏名、本人との関係、連絡先を記入してください。

施設入所か長期入院をしている(現在から、むこう6か月以上)場合は「はい」に✓を入れてください。

同意の有無について、いずれかに✓を入れてください。